

# Asian International Mobility for Students (AIMS) Programme

## 参加大学選定実施要領

令和8年5月25日  
文部科学省高等教育局

### 1. 趣旨

Asian International Mobility for Students (AIMS) Programme (以下「AIMS Programme」という。) は、ASEAN 統合に向けて、2010 年に政府主導の学部生向け国際交流プログラムとして開始された、各国政府および大学が参画する学生交流枠組である。運営は「東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター (SEAMEO RIHED※1)」が担い、同センターの旗艦的學生モビリティ事業として位置付けられている。現在、東南アジア諸国に日本および韓国を加えた計 10 か国が参加している (※2)。

AIMS Programme は参加国政府が共同で運営に関与する仕組みを採用しているため、制度の安定性・持続性に優れ、質を伴う学生交流が推進されている。参加国間で合意された共通ルールのもと、学生の国際的な流動性の促進、グローバル人材の育成、地域の持続可能な発展への貢献を目的として交流が実施され、これまでに約 90 機関が参画し、延べ 7,000 人以上の学生が参加している。

我が国は平成 25 年 (2013 年) に AIMS Programme へ加盟し、平成 25 年度から平成 29 年度 (2013~2017 年度) にかけて、文部科学省事業「大学の世界展開力強化事業 (AIMS との連携)」を通じて採択大学の取組を支援してきた。これらの大学においては、活発な学生交流が実施され、AIMS Programme 全体の発展に寄与する成果が蓄積されている。AIMS Programme への参加は、日本の大学にとって、東南アジア諸国の大学との学生交流の拡大に加え、AIMS コミュニティとの接続を通じた大学間連携の基盤強化や、大学の国際的プレゼンスの向上につながるものである。

今後は、これまでの成果を踏まえ、質の高い学生交流を実施する能力と意欲を備えた国内大学がより広く AIMS Programme に参加できるよう、参加希望大学を定期的に募集し、審査・選定を行うこととする。

※1 SEAMEO Regional Centre for Higher Education and Development (SEAMEO RIHED) : 東南アジア諸国教育大臣機構 (SEAMEO) の専門機関として、高等教育分野における政策調整や大学間連携、及び学生・教員の国際的流動性促進を担う地域中核機関。

※2 マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、ブルネイ、フィリピン、日本、韓

国、シンガポール、カンボジア（\*加盟順）

## 2. 選定の要件等

- (1) 選定件数：10大学程度
- (2) 選定の有効期間：選定日から令和13年3月31日まで
- (3) 申請機関

我が国の国公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。））

※申請する大学は、直近の学校教育法第109条第2項に基づく認証評価において不適合の評価を受けていないこと。

- (4) 選定の要件

### ◆ AIMS 共通要件

※1 AIMS Programme 共通要件の詳細については AIMS Programme の運営ハンドブック（英語）（下記リンク）参照すること。

[aims\\_programme\\_handbook\\_second\\_edition\\_revised.pdf](#)

▶対象：学部学生

▶交流分野

①ホスピタリティ&観光、②農業、③言語・文化、④国際ビジネス、⑤食料科学技術、⑥工学、⑦経済学、⑧持続可能な発展のための科学（環境マネジメント科学、バイオダイバーシティ、海洋科学）

▶連携相手大学：AIMS Programme 交流対象機関リストに掲載されている大学（別紙）から選定すること

※AIMS Programme には韓国も参画しているが日韓間の交流は実施対象外であることに注意。

▶使用言語：英語

▶交流期間：1学期以上（最長6ヵ月）

▶学期ごとに最低5つの国際プログラム又は10の英語による講義科目を提供すること

▶単位互換及び認定を伴う交流であること

▶受け入れ学生と派遣学生の数の相互性を留意すること

▶派遣学生に対し奨学金を支給すること

※AIMS Programme 参加大学に選定されることにより受けることが可能な支援については、本要領「3. 派遣学生への支援措置」を参照すること

▶授業料は相互免除とすること

- ▶「フォーカル・ポイント（AIMS 担当者）」を措置すること
  - ▶プログラム修了時には、参加学生に対し AIMS Programme ウェブサイトを通じて「AIMS Programme 修了証」を発行するとともに、成績証明書を発行すること
  - ▶AIMS レビューミーティング（※）や同窓会事業への協力など、AIMS Programme の主要な取組に参画することが可能であること
- ※レビューミーティング：AIMS Programme に参加する政府および大学が一堂に会し、プログラムの成果や課題を共有し、さらなる発展に向け議論を行う会合。大学にとっては、連携先の大学との打合せや新たな連携大学の開拓機会としても利用されている。

#### ◆文部科学省が設定する選定要件

##### ①プログラムの大学の戦略上の位置付けと適切な目標設定

##### ②プログラム内容

- ▶質保証を伴う国際交流となっているか
- ▶付加価値の高い教育プログラムとなっているか

##### ③ 実施体制

- ▶AIMS の留学モビリティを支える基礎的環境が確保されているか
- ▶プログラム目標を実現する計画及び体制が構築されているか

##### ④ 東南アジア諸国の大学との学生交流実績（※AIMS Programme を通じた学生交流実績も含む）とその成果、及び、予定する取組の先導性と実現可能性

（※AIMS Programme を通じた交流実績を含め、申請機関が学生交流の実績を有する場合のみ。）

### 3. 派遣学生への支援措置

- ・本事業の選定大学には、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「海外留学支援制度（協定派遣型）」による奨学金が重点政策枠として措置される予定。
- ・対象人数は選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定する。資格要件等は一般枠と同様であり、令和 8 年度分の希望数については、本公募申請時に別添書類にて提出すること。

※「平成 25 年度世界展開力強化事業（AIMS との連携）」の採択校においては、令和 8 年度重点政策枠への応募機会が既に設けられていたため、今回の申請で必要枠数を申請することは認めない。

### 4. 選定手続き等

#### (1) 申請

選定を受けようとする大学等は、指定の期日までに、別添の様式に必要事項を文部科学省に提出すること。

※申請は大学を単位とし（学部、学科、研究科、専攻等の単位で申請することは

出来ない)、1大学が本事業に申請できる件数は1件とする。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び差し替えは一切認められない。

## (2) 審査

文部科学省は、申請内容が「2. 選定の要件等」に適合しているかについて、有識者で構成される委員会の審査に付し、その結果に基づき当該大学の選定の可否を決定する。審査の結果によっては、留意事項として改善に向けた取組を求めるほか、参考意見を付す場合がある。

決定後、選定された大学については、文部科学省ホームページでその名称等を公表する。

## (3) 選定後の対応事項

### ①「AIMS 国内委員会」への協力

選定大学は、文部科学省が選定大学の協力を得て年1回以上開催する「AIMS 国内委員会」への出席が求められる。同委員会においては、各大学が取組状況の報告を行うとともに、AIMS Programme の改善に向けた議論が行われることから、積極的な参加が期待される。

### ②取組の広報、普及

選定大学は、東南アジア諸国等が連携して展開する国際的な学生交流・人材育成プログラムに参加する大学として、AIMS Programme への参画を通じて得られた取組や成果について積極的な情報発信に取り組むことが求められる。

## 5. その他

### (1) 学生等の安全確保

事業の一環として学生等が学外で活動する場合には、安全確保に十分配慮するとともに、当該学生等から定期的に状況報告を受けるなど、随時状況を確認できる体制を整備すること。

学生が海外に渡航・滞在する場合には、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認の上、学生に対する意識啓発を行うとともに、適切な危機管理体制を構築することが求められる。

特に、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在中の場合に提出が義務付けられているもの）および外務省海外旅行登録「たびレジ」（海外での滞在期間が3か月未満の場合）への登録により緊急情報の提供を受けることが可能であることから、派遣学生に対しては、これらの登録の必要性および手続について十分に周知する必要がある。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時点から外務省海外安全ウェブサイト等を参照し、渡航先の危険情報に留意することが重要である。派遣期間中に、派遣・訪問予定先国（地域）またはその近隣地域の危険度が引き上げられた場合には、速やかに学生等を危険地域から移動させる、または派遣を中止するなど、必要な措置を講じる

こと。

## (2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出に対する懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層推進していくためには、法律により遵守が義務付けられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術をより適切に管理していく必要がある。

安全保障貿易管理は、大学におけるコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反した場合には、当該大学が罰則の対象となる可能性がある点に留意しなければならない。また、国際的な人的交流や共同研究等を実施するに当たり、輸出管理体制が十分に整備されていない場合、予期せぬトラブルに巻き込まれるおそれがある。

特に、申請に際し、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内における安全保障貿易管理体制が適切に整備されていることを、改めて確認すること。

また、入国後6か月を経過した者又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上の居住者に該当する。一方で、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等については、居住者であっても特定類型に該当する居住者として、外為法上の輸出管理の対象となる可能性がある。このため、留学生の奨学金受給状況等について、受入機関が適切に把握しておく必要がある点に留意すること。

## (3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反への対応を含め、関係規程および管理体制を整備し、研究者並びに大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保することが重要である。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがあることを留意すること。

（参考）「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」  
（令和3年4月27日付け3文科科第70号）

[https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt\\_kagoku-000019002\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf)

付 則

この選定要領は、令和8年5月25日から施行する。

# A I M S Programme リスト掲載大学

(※2026年5月時点)

【別紙】

## ●インドネシア (14 大学)

Ahmad Dahlan University
Institut Teknologi Bandung
Binus University
Bogor Agricultural University (IPB)
Gadjah Mada University
Indonesian Institute of the Arts Bali
Indonesian Institute of the Arts Surakarta
Maranatha Christian University
Padjajaran University
Sebelas Maret University
Sepuluh Nopember Institute of Technology
Sriwijaya University
Universitas Indonesia
Universitas Pendidikan Indonesia

## ●カンボジア (5 大学)

Royal University of Phnom Penh
Royal University of Agriculture
Royal University of Law and Economics
National University of Management
Institute of Technology Cambodia

## ●フィリピン (17 大学)

Ateneo de Manila University
Batangas State University
Central Bicol State University of Agriculture
Central Luzon State University
Central Mindanao University
De La Salle University
Lyceum of the Philippines University- Batangas
Mapua University
St. Louis University
St. Paul University of the Philippines
University of Mindanao
University of Santo Tomas
University of Saint La Salle
University of the Philippines
Visayas State University
Mariano Marcos State University
Tarlac Agricultural University

●ベトナム (10 大学)

Foreign Trade University
Hue University
National Economics University
Nong Lam University
Thai Nguyen University of Agriculture and Forestry
Thai Nguyen University of Technology
Thuy Loi University
University of Transport and Communications
Vietnam Maritime University
Vietnam National University of Agriculture

●タイ (8 大学)

Chiang Mai University
Chulalongkorn University
Kasetsart University
King Mongkut's University of Technology Thonburi
Mae Fah Luang University
Mahidol University
Prince of Songkla University
Thammasat University

●マレーシア (10 大学)

Universiti Kebangsaan Malaysia
Universiti Malaya
Universiti Malaysia Pahang Al-Sultan Abdullah
Universiti Malaysia Sabah
Universiti Malaysia Terengganu
Universiti Putra Malaysia
Universiti Sains Malaysia
Universiti Teknologi Malaysia
Universiti Teknologi MARA
Universiti Utara Malaysia

●シンガポール (1 大学)

Nanyang Technological University
----------------------------------

●ブルネイ (2 大学)

Universiti Brunei Darussalam
Universiti Teknologi Brunei

●韓国【参考※】(12大学)

※AIMS には韓国も参画していますが日韓間の交流は実施対象外です  
ので、ご注意ください。

Chonnam National University
Duksung Women's University
Gyeongsang National University
Hannam University
Jeonbuk National University
Keimyung University
Konyang University
Korea Maritime & Ocean University
Sejong University
Woosong University
Yonsei University (Mirae Campus)
Yeungnam University